

牛乳放射性物質検査・公表に関する Q&A

平成 24 年 2 月 29 日
一般社団法人 日本乳業協会

Q1) なぜ測定下限値を 10 ベクレル/kg としたのか。

A1: 新基準値の 5 分の 1 としました。また食品におけるもっとも厳しい基準値である飲料水がセシウム合計で 10 ベクレル/kg であることも参考にしました。現在の暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと評価されていますが、より一層の安全と安心を確保する観点から、新基準値が設定されました。そのため必要以上に測定下限値を下げる必要はないと考えます。

Q2) 「測定下限値 10 ベクレル/kg」とはどういう意味か。なぜ「検出下限値」ではないのか。

A2: 「測定下限 10 ベクレル/kg」とは、セシウム 134 と 137 を測定した場合、2 種類を合わせた検出下限が、ほぼ 10 ベクレル/kg である測定条件で測定した結果です。

Q3) 今後継続して検査・公表をするのか。継続することが消費者のさらなる安心につながるとは考えないか？

A3: 今回の検査の目的は、自治体による原乳モニタリングを検証すること、新基準値への適合を確認することにあります。今回の検査でこの目的は確認できました。今後とも自治体による検査の状況を見て行くことで、牛乳・乳製品の安全性が確認できるものと考えます。ただ、今後の生乳のモニタリング検査結果や生乳生産段階における飼養管理の状況等を鑑みて、追加的な検査実施を判断致します。

Q4) 新基準値案についてどう考えるか？

A4: 消費者の皆様が安心して頂くために、十分な基準と考えます。

また新基準値案を含め、食品放射性物質の健康への影響について、放射線に詳しい大学や研究機関などの学識経験者に伺いましたところ、以下のコメントを頂いております。

「食品に由来する放射線を防護する目的としては、現在の暫定規制値（牛乳・乳製品のセシウムであれば 200 ベクレル/kg）で十分機能している。したがって、仮に新基準値である牛乳(50 ベクレル/kg)や食品を飲み続け、食べ続けたとしても、健康に対する影響はほとんど無視できる、あるいは無いに等しいと考えられる」

「科学的に考えれば、例えば牛乳における数ベクレル～50ベクレル/kg程度の放射線は普通に我々が摂取しているあるいは浴びている自然からの放射線に比べて微々たるもので誤差の範囲である。低レベルの放射線のリスクは将来的なガンの発生に限られるが、その大きさは生活環境の発がんリスクに比べ、無視できるほど小さい。」

「子供の栄養には牛乳は必須であり、牛乳の栄養によるメリットの方が放射線からのリスクを回避するメリットよりはるかに大きい」

Q5) 全てのデータで新基準値に適合し、また測定下限値(10ベクレル/kg)以下であったことについてどう考えるか。

A5: これまでも原乳のモニタリング検査において(出荷規制解除後)新基準値を超えるものは検出されておりません。現段階の原乳の品質、及び製品としての牛乳の品質が安全なレベルであることを、皆様にお知らせできたと思います。また、生乳生産者における給与飼料の厳格な管理などの取り組みがなされていると聞いており、それが実効に繋がっているものと考えます。

Q6) 今回測定した牛乳はどのような基準で選択したのか。

A6: 原則として学校給食用牛乳を検査対象としています。学校給食用牛乳を製造していない工場は、代表する「牛乳」1製品を対象としています。「牛乳」を製造していない工場は対象外としています。

Q7) 牛乳以外の乳製品について検査しなかったのか。

A7: 「牛乳」は原乳(生乳)の成分などを調整せずに、製品としたものであり、原乳の性質がそのまま反映されます。「牛乳」は全ての「成分調整牛乳」や「乳製品」の元となるものであり、今回「牛乳」を検査することにより牛乳・乳製品の安全性を確認しました。

Q8) なぜ1カ月間の調査期間を設定したのか。

A8: 今回の検査は任意であり、検査機関の能力も考慮し、検査依頼、結果の入手などを含め1カ月は必要と判断しました。

Q9) 17都県に約170工場あると聞いているが、それよりも少ない工場数なのは?

A9: 現在までに報告頂いた結果です。今後追加の報告があれば、追加公表致します。また、牛乳を製造している工場のみを対象としていますが、「約170工場」には牛乳(種類別)を製造していない工場(成分調整牛乳や加工乳、乳製品は対象外)も含まれます。

Q10) 17都県以外の地域での検査を考えているか。

A10: 17都県以外は放射性物質の汚染は17都県と比べてさらに低いと考えられます。したがって検査を行う計画はありません。

Q11) 17都県以外の工場にも、17都県から生乳が移入しているのではない
か。それでも17都県以外の工場で検査しなくて良いと言えるのか。

A11: 今回の検査により、17都県で生産されている原乳の安全性が検証できました。従って、これらの県の原乳を使用したとしても、他地域での製品も安全であると考えます。

Q12) 放射性物質の問題発生前と後で牛乳・乳製品の消費動向に変化はある
か。

A12: 「牛乳」消費は近年減少を続けていますが、原発の影響で特に大きく減少したことはありません。震災直後牛乳・乳製品の供給が不足しましたが、その時に「早く従来のように牛乳・乳製品を供給して欲しい」との要望が多く寄せられました。

以上